

高知探求ゼミナール規約（案）

（目的）

第1条 このゼミナールは高知県の都市、農山漁村の現代史調査や環境・平和・国際交流などの地域課題を中学生・高校生・大学生・青年・社会人を結び、世代を超えて学び、育ち合う生涯学習サークルである。「足元から世界を見つめ、楽しく・達成感のある学び合い」を継承する。

（名称）

第2条 は高知探求ゼミナール(略称「探求ゼミ」)とする。

（地区）

第3条 このゼミナールの地区は高知県とする。

（事務所）

第4条 このゼミナールの事務所は _____ に置く。

（事業）

第5条 このゼミナールは第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 高知の都市、農山漁村の現代史や地域課題の調査を企画、実施する
- (2) 講演会、研究会、ゼミナール、農林漁業体験。フィールドワークなどを開催する。
- (3) ニュース、出版物の発行や DVD 等の編集をする。
- (4) その他第1条の目的達成に必要な事業に関すること。

（会員）

第6条 このゼミナールの会員は目的に同意する者とする。

（役員）

第7条 このゼミナールを運営するため次の役員を置く。

運営委員 数名 会計 1名 監事 1名

2. 運営委員長はこのゼミナールを代表し、諸務を処理する。
3. 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長が事故のときはその職務を代理する。
4. 会計はこの館の会計事務をする。
5. 監事は会計館務の執行を監査する。
6. このゼミナールに中学生・高校生・大学生・青年の部会や地域別の支部を置くことができる。

（役員を選出）

第8条 役員を選出は、総会における会員の互選による。

（役員任期）

役員任期は2年とし、再選をさまたげない。

（会計）

このゼミナールの会計は、参加費、寄付、助成金などで運用する。会計年度は、4月から翌年の3月までとする。

*この規約は、2022年 月 日より発効する